

問： **第4次財政健全化改革チャレンジ計画の特徴は** 蒲都市財政健全化改革チャレンジ計画の策定にあたり、何をポイントとして策定したのか伺う。

答： <壁谷総務部長> 平成27年度から30年度までの4年間の中期的な財政収支を推計し、持続可能な財政構造の確立を図るために  
 ①今後の収支見通しで見込まれる単年度収支不足の解消。②中長期的視点に立ち、身の丈にあった財政運営。③積極的な財源創出策の推進。以上3つのポイントを柱に貯金にあたる財政調整基金を極力取り崩さず、基金残高を維持できる財政計画を策定した。



問： **公共施設等総合管理計画について** 『蒲都市公共施設等総合管理計画』により、修繕、長寿命化策、更新などに係るコストを平準化することが必要として、財政健全化改革チャレンジ計画に反映するとの事であるが、策定のスケジュールはどうか伺う。



答： <壁谷総務部長> 公共施設、道路や水道施設などのインフラ資産、下水道浄化センターなどのプラント資産等を管理する職員でプロジェクトチームを作り、約1年半をかけて、各資産の基本方針を立て、充当可能財源の見込みなどを試算し、適切な維持管理・修繕費用の試算、トータルコスト縮減・平準化に努める計画を平成28年度末までに策定する予定である。

問： **危険空き家対策の充実を** 空き家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行されたが、市の今後の空き家対策への取り組みはどのようか伺う。

答： <壁谷総務部長> 「特定空き家等に対する措置」に関する適切な実施を図るためにガイドラインが示された。今後とも空き家の所有者等に対する働きかけや助言、場合によっては市が自ら改善を図り、地域の安全・安心な暮らしの実現を図って参りたい。

**空き家対策特措法のポイント**

■ 空き家の情報収集

- 所有者の把握に固定資産税情報を活用
- 市町村に立ち入り調査を認める



■ 倒壊の危険などがある空き家への措置

- 市町村に撤去や修繕に関する指導、勧告、命令の権限
- 従わない場合は強制撤去も可能に

**市民相談・生活相談はお気軽に！**

※無料法律相談・よろず相談・市政に対するご意見等



連絡先：松本まさなり  
 市役所：0533-66-1169  
 自宅：0533-57-6999  
 携帯：090-2921-0998



NEW KOMIETO

**公明党**